

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

= 目 次 =

1. 重大事故等情報＝5件（9月6日～9月12日分）

- (1) 乗合バスの車内事故
- (2) 法人タクシーの死傷事故
- (3) 法人タクシーの死傷事故
- (4) 法人タクシーの転覆事故
- (5) 中型タンク車の積載物漏洩事故

2. トピック

- (1) 事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請を受付中
～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～
(配信日：R6. 8. 30)
- (2) タクシーの安全運行の徹底について
(配信日：R6. 8. 23)
- (3) 交差点左折時は、横断歩道手前で一時停止と安全確認
～事業用自動車事故調査委員会の調査報告書を公表します～
(配信日：R6. 6. 28)
- (4) 貸切バスにおける実技指導の具体例の解説動画を作成しました。
(配信日：R6. 4. 5)
- (5) 車内事故防止啓発動画を公開
(配信日：R6. 3. 15)
- (6) プロドライバーの飲酒運転防止、健康管理・労務管理の向上による事故防止
セミナーの資料と動画を公開
(配信日：R6. 3. 1)
- (7) 貸切バスの安全性向上のための制度改正の解説動画を作成しました。
(配信日：R6. 1. 26)



1. 重大事故等情報＝５件（９月６日～９月１２日分）

(1) 乗合バスの車内事故

９月１０日（火）１６時７分頃、東京都西多摩郡瑞穂町の都道において、東京都に営業所を置く乗合バスが乗客６名を乗せて運行中、バス停にて２名を降車させ発車しようとしたところ、車内に残っていた降車途中の乗客から降りる旨の声を掛けられたため、ブレーキを踏み、その揺動により当該乗客が転倒した。

この事故により、当該乗客が重傷を負った。

当該運転者は２名の降車が完了したところで、他に降車する乗客はいないと思い込み、車内の確認をせずに発進したとのこと。

(2) 法人タクシーの死傷事故

９月８日（日）午後１１時１５分頃、東京都大田区の区道において、東京都に営業所を置く法人タクシーが空車にて運行中、路上に自転車とともに倒れていた歩行者を轢過した。

この事故により、当該歩行者が死亡した。

(3) 法人タクシーの死傷事故

９月１０日（火）午前４時２０分頃、神奈川県横浜市の県道において、東京都に営業所を置く法人タクシーが乗客１名を乗せて運行中、道路を横断していた歩行者と衝突した。

この事故により、当該歩行者が死亡した。

(4) 法人タクシーの転覆事故

９月１０日（火）午前０時４０分頃、長崎県長崎市の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客１名を乗せて運行中、カーナビを操作したことによる前方不注意のため、カーブにおいてガードレールに接触し横転した。

この事故により、乗客が軽傷を負った。

(5) 中型タンク車の積載物漏洩事故

９月６日（金）午前７時３０分頃、福岡県糟屋郡新宮町の県道において、同県に営業所を置く中型タンク車が軽油４,０００Ｌを積載して運行中、右折してきた対向車を回避しようとハンドルを切った際に、道路脇の信号機に衝突し横転した。

この事故により、当該車両の積載物である軽油が流出するとともに、当該運転者１名と乗員１名が軽傷を負った。

中型タンク車は交差点に赤信号で進入していた。

○申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意ください。

(2) タクシーの安全運行の徹底について

8月22日付けで、安全政策課長より通達を発出しました。

(配信日：R6.8.23)

本年に入り、横断中の歩行者や路上横臥者と衝突する死亡事故が立て続けに発生しています。

令和5年にタクシー事業者が引き起こした交通事故は、令和4年に比べ約500件増加し、令和5年の死亡事故は令和4年に比べ1.6倍増となったところです。

令和6年にタクシー事業者が引き起こした死亡事故は、自動車事故報告規則に基づく報告によると令和6年7月末時点の速報値で33件（内、横断中の歩行者との事故が14件、路上横臥中の歩行者との事故が6件）あり、死亡事故の6割が21時から6時の間に発生しています。

「事業用自動車総合安全プラン2025」において、タクシーについては令和7年度までに死者数25人以下とした目標を既に超えており、非常に憂慮すべき事態となっております。

改めて、歩行者等を早めに発見するため、夜間は昼間よりも速度を落として走行するとともに前照灯の上向き・下向きの切り替えをこまめに行うこと、見通しの悪い交差点では徐行や停止すること等、対歩行者の事故防止について会員事業者にも周知徹底し、輸送の安全確保に努めて頂くようよろしくお願い致します。

(3) 交差点左折時は、横断歩道手前で一時停止と安全確認

～事業用自動車事故調査委員会の調査報告書を公表します～

(配信日：R6.6.28)

○ 特別重要調査対象事故

・大型トラック・コンテナセミトレーラの衝突事故

(令和3年12月16日発生 徳島県小松島市)

※報告書は、以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000647.html

※過去の報告書は、以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

(4) 貸切バスにおける実技指導の具体例の解説動画を作成しました。

(配信日 : R6. 4. 5)

国土交通省では、貸切バスの安全性向上のための取組の一環として、貸切バスにおける実技指導の具体例を解説する動画を作成いたしました。

本動画では、長い下り坂のある道路、高速道路、隘路、市街地など、それぞれの場所の特性に応じた運転の指導方法を解説しておりますので、ぜひご活用いただければ幸いです。

(国土交通省 YouTube チャンネル)

<https://www.youtube.com/watch?v=4uVEFeARSBA>

また、貸切バスの安全性向上のための取組については、以下の国土交通省 Web ページでもご案内しておりますので、こちらもぜひご覧ください。

(国土交通省 Web ページ)

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000152.html

(5) 車内事故防止啓発動画を公開

(配信日 : R6. 3. 15)

乗合バスにおける事故のうち、約 3 割は車内事故によるものとされております。

国土交通省では、事業用自動車総合安全プラン 2025 において、令和 7 年に車内事故を 85 件以下とする目標を掲げておりますが、乗客、一般ドライバー、バス運転者といった方々に対する適切な行動の啓発のために、バス車内事故の危険性を分かりやすく紹介する動画を作成いたしましたので、以下のリンクからぜひご覧ください。

(国交省 HP リンク)

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000161.html

(6) プロドライバーの飲酒運転防止、健康管理・労務管理の向上による事故防止セミナーの資料を公開

(配信日 : R6. 3. 1)

国土交通省では、運送事業者等の今後の事故防止対策の参考となるよう「プ

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html>)

* ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html>)

【参考】

* 物流・自動車局ホームページ

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html>)

・フリーダイヤル 0120-744-960 (年中無休・24 時間)

(オペレータ受付時間 平日 9:30~12:00 13:00~17:30)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

